

ベトナム訪問型ビジネスマッチング支援事業受託者募集要領

県では、県内ものづくり企業の海外販路開拓をより強力に推進するため、これまで知事トップセールスを実施してきた国や、相手国との強いネットワークを有する国を対象に、海外とのビジネスマッチングにノウハウを有する事業者を活用し、実効性の高い現地商談を実施する「ベトナム訪問型ビジネスマッチング支援事業」を実施します。

つきましては、次のとおり事業実施受託者を募集します。

1 委託事業の概要

県内ものづくり企業を対象に、海外への販路開拓等を支援するため、主に次の事業を実施する。

(1) オンラインセミナーにおける講演

①愛媛県が開催する企業向けのオンラインセミナーにおいて、ベトナムでの販路開拓に資する講演を行い、個別商談への企業参加を促進

(2) 現地訪問型ビジネスマッチング（ホーチミン近郊）

①個別商談参加企業に対する商談前のコンサルティング

②参加企業のニーズにマッチした海外企業との商談のセッティング

③ベトナムでの現地企業訪問による個別商談の実施並びに移動手段、通訳、資料等の手配

④県と連携した商談後のフォローアップ。(商談後、概ね一カ月程度を目安に現地企業へ再度アプローチを行い、その時点の交渉課題を明らかにし、状況を県へ報告すること)

⑤参加企業ごとの課題に合わせたアフターフォロー（海外展開ロードマップ作成、現地再訪サポート 等）

2 委託期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 委託料 委託料の額は、1,200千円を限度とします。
(消費税及び地方消費税を含む)

4 応募要件

海外現地に拠点があり、海外企業とのビジネスマッチングの実績を有し、かつ幅広い知識とノウハウを有する事業者で、委託事業を的確に遂行できると認められる者としません。

5 留意事項

(1) 県や産業支援機関等が実施する他の事業と連携しながら効果的な事業執行に努めること。

(2) オンラインセミナーにおける講演、商談会参加企業の募集、コンサルティング、商談会開催、フォローアップの実施については、愛媛県経済労働部産業雇用局

産業政策課と連携しながら実施すること。

- (3) 参加企業から負担金として、各社 7 万 5 千円（消費税及び地方消費税を含む）を負担させること。
- (4) 参加企業と円滑なコミュニケーションをとれる連絡体制の構築に努め、ミスコミュニケーションが発生しないように綿密に報告、連絡、相談を行うこと。
- (5) 出展企業の商談実績等の経過把握に努めること。

6 提出書類

- (1) ベトナム訪問型ビジネスマッチング支援事業企画書（別紙様式）

提出部数は、企画書は 1 部。

ただし、企画内容を補完説明する資料を添付しようとする場合、添付資料は 5 部。

- (2) 会社又は法人の登記事項証明書、印鑑証明書、直前 2 年分の財務諸表 各 1 部。

郵送またはメールにて提出してください。メールの場合、全ての資料をデータにして送信してください。

○メール送信先：sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp

7 提出期限 令和 5 年 8 月 8 日（火）午後 5 時必着

8 実施予定団体の選定

- (1) ベトナム訪問型ビジネスマッチング支援事業受託者審査要領に基づき、応募書類の書面審査を行って、受託者を選定します。

なお、審査員が必要と認める場合は、ヒアリングを行うことがあります。

- (2) 審査対象となった提案の募集者に対し、審査結果を書面で通知します。

9 問合せ及び提出先

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課スゴ技グループ

〒790 - 8570 松山市一番町 4 丁目 4 - 2

TEL 089 - 912 - 2473 FAX 089 - 912 - 2259